



島 根 県 報

平成20年 3 月28日 (金)

号外 第 43 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則 (企 業 立 地 課) 1

告 示

補助金等交付規則第 3 条の規定により島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を定める告示 (企 業 立 地 課) 2

補助金等交付規則第 3 条の規定により特定通信費補助金の交付の対象等を定める告示 (") 4

補助金等交付規則第 3 条の規定により島根県ソフト産業家賃等補助金の交付の対象等を定める告示 (") 5

補助金等交付規則第 3 条の規定により島根県ソフト系 IT 産業航空運賃補助金の交付の対象等を定める告示 (") 7

公布された条例等のあらまし

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第39号)

1 規則の概要

- (1) ソフトウエア業及びデジタルコンテンツ業のうち知事が別に定める要件を満たすものについて、立地規模の基準を緩和し、企業の立地に伴い新たに増加する常用従業員の数が 3 人以上であることとした。(第 2 条・第 3 条関係)
- (2) 認定企業が資金の融資のあっせんを受けようとするときは、工場等の建設又は開設の着手前に取扱金融機関に申請しなければならないこととした。(第 7 条関係)
- (3) ソフトウエア業及びデジタルコンテンツ業のうち知事が別に定める要件を満たすものについて、新たに増加する常用従業員の数を助成金の助成額の算定基礎とすることとした。(第 8 条関係)
- (4) その他規定の整備

2 施行期日

平成20年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第39号

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

島根県企業立地促進条例施行規則 (平成 4 年島根県規則第43号) の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次に掲げる業種」の次に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 前号ア又はサに掲げる業種（知事が別に定める要件を満たすものに限る。）

第3条第3号中「前条第4号」を「前条第5号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前条第4号に掲げる業種 企業の立地に伴い新たに増加する常用従業員の数が3人以上であること。

第7条第2項中「ときは」の次に「、あらかじめ知事に届け出ている場合を除き」を加え、「知事」を「別に定める取扱金融機関」に改める。

第8条第1項中「にあつては、投下固定資本額」を「にあつては投下固定資本額、同条第4号の業種にあつては新たに増加する常用従業員の数」に改め、同条第2項第2号中「第2条第3号及び第4号」を「第2条第3号から第5号まで」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の島根県企業立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に申請された島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号）第4条第1項の規定による認定に係る計画（以下「認定計画」という。）について適用し、同日前に申請された認定計画については、なお従前の例による。

告 示

島根県告示第285号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を次のとおり定め、平成20年4月1日から施行する。

島根県企業立地促進助成金交付要綱（平成5年島根県告示第429号）は、廃止する。

平成20年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県企業立地促進助成金（以下「助成金」という。）

2 交付の目的

企業が県内に立地する際の経費に対して助成を行い、本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、もって広く定住の促進に寄与することを目的とする。

3 交付の対象となる者

島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定による計画の認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）であつて、次に掲げる業種に応じて次に定める要件を備えたもの

- (1) 島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号。以下「規則」という。）第3条第1号に掲げる業種 増加固定資本額（規則第3条第1号ア、第2号ア又は第4号アに規定する投下固定資本のうち、認定企業が助成対象期間（規則第5条第1項に規定する申請書が受理された日（規則第3条第3号に掲げる業種にあつては、平成20年1月1日以後の事業開始日とのいずれか早い日）から助成金の交付を申請する日までの期間をいう。以下同じ。）に新たに取得した投下固定資本（当該認定企業が同企業に全額出資している企業（主たる事務所が県外にあるものに限る。）の投下固定資本を賃借する場合にあつては、当該投下固定資本を含む。）に係る経費の総額をいう。以下同じ。）が3億円以上であつて、増加常用従業員（認定企業又は認定企業が資本金の全額を出資する企業（以下「全額出資企業」という。）が助成対象期間に当該認定企業の立地に伴い新たに雇用した雇用期間の定めのない常用従業員（規則第3条第2号に掲げる業種にあつては、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者その他の実質的に常用従業員に準ずると

認められる者(以下「派遣労働者等」という。)を含む。)をいう。以下同じ。)の数(以下「増加常用従業員数」という。)が10人以上であること。

- (2) 規則第 3 条第 2 号に掲げる業種 増加固定資本額が3,000万円以上であって、増加常用従業員数が10人以上であること。
- (3) 規則第 3 条第 3 号に掲げる業種 増加常用従業員数が 3 人以上であること。
- (4) 規則第 3 条第 4 号に掲げる業種 増加固定資本額が 1 億円以上であって、増加常用従業員数が 5 人以上であること。

4 助成金の交付の対象及び交付の額

- (1) 交付の対象 増加固定資本額(助成金以外の補助金等で知事が別に定めるものを直接又は間接にその経費の一部として投下固定資本を取得した場合は、その取得に要した経費を除く。以下同じ。)及び増加常用従業員に係る経費
- (2) 交付の額 次に掲げる額の合計額(規則第 2 条第 3 号シのコールセンター業にあってはアに掲げる額、同条第 4 号の業種にあってはイに掲げる額)とする。

ア 増加固定資本額に別表第 1 の左欄に掲げる業種及び同表の中欄に掲げる増加常用従業員数に応じ同表の右欄に掲げる助成率を乗じて得た額に、別表第 2 の左欄に掲げる立地の区分に応じ同表の右欄に掲げる助成率を乗じて得た額(その額が 7 億円を超える場合は、7 億円)

イ 増加常用従業員数(全額出資企業の増加常用従業員数を除く。)に規則第 2 条第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に掲げる業種にあっては100万円(増加常用従業員が派遣労働者等である場合は、50万円)を、規則第 2 条第 4 号に掲げる業種にあっては50万円を乗じて得た額(その額が 3 億円を超える場合は、3 億円(規則第 2 条第 4 号に掲げる業種を除く。))

5 助成金の支払

助成金の交付決定のあった年度の当該助成金の交付限度額は 2 億円とし、当該助成金の額が 2 億円を超える場合にあっては、2 億円を超える部分の助成金について交付決定のあった年度の翌年度以降に各年度 2 億円を限度として分割して交付するものとする。

別表第 1

業 種	増加常用従業員数	助成率
1 規則第 2 条第 1 号又は第 3 号 に掲げる業種	(1) 増加常用従業員数が10人以上の場合(②に掲げる場合を除く。)	15パーセント
	(2) 増加常用従業員数のうち技術者又は研究者の数が10人以上の場合	20パーセント
2 規則第 2 条第 2 号に掲げる業 種	(1) 増加常用従業員数が10人以上の場合(②に掲げる場合を除く。)	10パーセント
	(2) 増加常用従業員数のうち技術者又は研究者の数が10人以上の場合	15パーセント
3 規則第 2 条第 5 号に掲げる業 種	(1) 増加常用従業員数が 5 人以上 9 人以下の場合	15パーセント
	(2) 増加常用従業員数が10人以上の場合	20パーセント

別表第 2

立地の区分	助成率
1 県内に事業所を有しない認定企業が、新たに県内に事業所を設置する場合(償却資産のみ取得し、土地及び建物を賃借する場合を含む。)	100パーセント
2 県内に事業所を有する認定企業(以下「県内企業」という。)が、公的工業団地(県、市町村、独立行政法人中小企業基盤整備機構等が整備した工業団地(工場立地法(昭和34年法律第	100パーセント

24号)第4条第1項第3号イに規定するものをいう。)をいう。)内に新たに用地を取得(過去に条例第6条第1項に規定する認定計画に従って立地を行った際に用地を取得した場合であって、知事が特に認めた場合を含む。)して建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合	
3 県内企業が、建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合(2に掲げる場合を除く。)	50パーセント
4 県内企業が、償却資産のみを増設する場合	25パーセント

備考 生産施設とは、次のア又はイに掲げる業種に応じて当該ア又はイに掲げる施設をいう。

ア 規則第2条第1号又は第2号に掲げる業種 工場立地法第4条第1項第1号に規定する生産施設

イ 規則第2条第3号又は第5号に掲げる業種 主たる事業の用に供するための施設

島根県告示第286号

補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)第3条の規定により、特定通信費補助金の交付の対象等を次のとおり定め、平成20年4月1日から施行する。

特定通信費補助金交付要綱(平成17年島根県告示第417号)は、廃止する。

平成20年3月28日

島根県知事 溝口善兵衛

1 補助金等の名称

特定通信費補助金

2 交付の目的

高速通信専用回線又は情報通信システムの導入を支援する措置を講ずることにより、研究開発型企業、ソフト産業等の立地を促進し、本県の産業の高度化、新産業の創出及び雇用機会の増大を図り、もって定住の促進に寄与することを目的とする。

3 補助金等の交付の対象等

事業	交付の対象	対象となる経費	交付の率等	交付の期間
高速通信専用回線補助事業	県内において専用回線を接続する事業所のうち、製造業(日本標準産業分類に掲げる製造業をいう。)(県営工業団地内に事業所を設置しているものに限る。)、研究開発型企業又は研究開発支援企業等	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者と契約した専用回線(每秒1メガビット以上の伝送速度を有するものに限る。)の使用料	当該経費の2分の1以内(交付の額は、50万円以上5,000万円以下とする。ただし、専用回線の接続の相手方が県内に所在するときは、50万円以上1,000万円以下とする。)	特定通信費補助事業利用計画書の承認をした日から起算して5年以内
雇用確保促進特定通信費補助事業	次のいずれにも該当するもの (1) 県内においてコールセンター業を営む者であること。 (2) 島根県企業立地促進条例(平成4年島根県条例第23号)第4条第1項の規定に基	コールセンター業の用に供する経費であって、電話(インターネットを利用した電気通信に係るものを除く。以下同	当該経費の2分の1以内(交付の額は、50万円以上5,000万円以下とする。ただし、電話に係る経費及び電子計算機その	

	づく認定を受けていること。 (3) 新規常用従業員数が20人以上であること。 (4) 操業を開始した日から2年以内に特定通信費補助事業利用計画の承認を受けること。	じ。)その他の通信費及びこれらの接続に係るもの	他の機器の利用に係る費用にあっては3,000万円を、電子情報処理組織に係る費用にあっては3,000万円をそれぞれ上限とする。)
--	---	-------------------------	---

備考

- 1 専用回線とは、電気通信事業者が提供する特定顧客専用の指定地点間を結ぶ通信回線又は帯域保証型（一定区間において最低伝送速度を保証するもの）の通信回線をいう。
- 2 研究開発型企業とは、新たな技術に関する研究及び開発を行い、かつ、企業化を図ることができると知事が認める者又は申請する直前の決算において売上高に対する試験研究費の割合が3パーセントを超えている者をいう。
- 3 研究開発支援企業等とは、ソフト産業（次に掲げる業種をいう。）、人材育成機関（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校であって私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設立したものに限る。）、試験研究機関（自然科学研究所及び人文・社会科学研究所をいう。）及び知事が特に認める業種をいう。

ア ソフトウェア業

イ 情報処理サービス業

ウ 情報提供サービス業

エ 広告代理業

オ ディスプレイ業

カ 非破壊検査業

キ デザイン業

ク 機械設計業

ケ 経営コンサルタント業

コ エンジニアリング業

サ デジタルコンテンツ業

シ コールセンター業

ス データセンター業

- 4 新規常用従業員数とは、補助事業者が島根県企業立地促進条例第4条第3項の規定による申請が受理された日以後に新たに雇用した雇用期間の定めのない常用従業員（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者その他の実質的に常用従業員に準ずると認められる者を含む。）の数をいう。

島根県告示第287号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県ソフト産業家賃等補助金の交付の対象等を次のとおり定め、平成20年4月1日から施行する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県ソフト産業家賃等補助金の交付の対象等を定める告示（平成19年島根県告示第300号）は、廃止する。

平成20年 3 月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県ソフト産業家賃等補助金

2 交付の目的

ソフト産業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、デジタルコンテンツ業、コールセンター業及びデータセンター業をいう。以下同じ。）の立地（県内で新たに事業所を設けて事業を営む場合又は主たる事務所が県外にある企業で、既に県内で事業所を設けている企業が、県内の他の市町村で新たに事業所を設ける場合をいう。以下同じ。）に伴う初期コストである家賃を軽減する措置を講ずることにより、同産業の立地を促進し、もって本県産業の高度化、新産業の創出及び雇用機会の増大を図ることを目的とする。

3 交付の対象となる者

ソフト産業に該当する企業で、次の要件をすべて満たすもの

- (1) 県内において、常用従業員（雇用期間の定めのない従業員をいう。以下同じ。）又は契約社員等（1年以内の期限付きで雇用される従業員（社会保険又は雇用保険に加入する者に限る。）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第40条の2第1項第1号の政令で定める業務に従事する者をいう。）を20人以上新たに雇用する企業であること（島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づく認定を受けている企業のうち、島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号。以下「規則」という。）第2条第4号に該当するものについては、常用従業員を3人以上新たに雇用する企業であること。）。
- (2) 平成20年1月1日から平成23年3月31日までに立地した企業であること。
- (3) 事業開始日（条例第4条第1項の規定に基づく認定を受けている企業のうち、規則第2条第4号に該当するものについては、平成20年4月1日とのいずれか遅い日）から1月以内に事業開始届を知事に提出している企業であること。

4 補助金等の交付の対象、交付期間及び交付の額

- (1) 交付の対象 事業所の家賃等（月額又は年額で契約された賃貸料及び賃貸借契約に明示された共益費で定額で負担するもの）
- (2) 交付期間 事業を開始したとき（事業開始届による事業開始日の翌月又は3の(1)の要件を満たした日の翌月のいずれか遅い月（その日が月の初日の場合は当月）。以下「補助開始月」という。）から5年間（条例第4条第1項の規定に基づく認定を受けている企業のうち、規則第2条第4号に該当するものについては8年間）
- (3) 交付の額 補助対象事業費の3分の1以内とし、補助開始月から1年ごとの交付限度額は2千万円（条例第4条第1項の規定に基づく認定を受けている企業のうち、規則第2条第4号に該当するものについては、補助対象事業費の2分の1以内とし、補助開始月から1年ごとの交付限度額は1千万円）とする。ただし、大規模な雇用が見込まれるコールセンター業については、次の表に定めるところによる。

新規雇用人数	補助限度額
300人以上	4,000万円/年
600人以上	6,000万円/年
800人以上	8,000万円/年
1,000人以上	10,000万円/年

5 その他特記事項

次のいずれかに該当する場合には、補助対象としない。ただし、企業又は賃貸者が賃貸に係る建物の建築若しくは取得又は当該建物に係る土地の取得について、島根県企業立地促進助成金又は拠点工業団地立地促進補助金の交付を受けない場合（同助成金又は同補助金の対象となる場合に限る。）は、この限りでない。

- (1) 企業の役員が賃貸者である場合（賃貸者の役員である場合を含む。）

- (2) 企業が賃貸者との資本関係において、50パーセント以上出資している場合又は出資を受けている場合

島根県告示第288号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第 3 条の規定により、島根県ソフト系 I T 産業航空運賃補助金の交付の対象等を次のとおり定め、平成20年 4 月 1 日から施行する。

平成20年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県ソフト系 I T 産業航空運賃補助金

2 交付の目的

ソフト系 I T 産業の事業に要する航空運賃を軽減する措置を講ずることにより、同産業の立地を促進し、もって本県産業の高度化と新産業の創出及び雇用機会の増大を図る。

3 交付の対象となる者

次に掲げる要件をすべて満たす企業とする。

- (1) 島根県企業立地促進条例（平成 4 年島根県条例第23号）第 4 条第 1 項の規定に基づく認定を受けている企業のうち、島根県企業立地促進条例施行規則（平成 4 年島根県規則第43号。以下「規則」という。）第 2 条第 4 号に該当するもの
- (2) 平成20年 1 月 1 日から平成23年 3 月31日までに立地した企業であること。
- (3) 事業開始日（平成20年 4 月 1 日以前に事業を開始している場合は、平成20年 4 月 1 日）から 1 月以内に事業開始届を提出している企業であること。

4 補助金等の交付の対象、交付期間及び交付の額

- (1) 交付の対象 発着陸のいずれかが島根県内の空港又は米子空港であって 3 の要件を満たす企業の常用従業員又は役員が利用した航空運賃
- (2) 交付期間 事業開始日（事業開始届による事業開始日をいう。）又は規則第 3 条第 3 号に定める基準を満たした日のいずれか遅い日（以下「補助開始日」という。）から 5 年間
- (3) 交付の額 補助対象事業費の 2 分の 1 以内とし、補助開始日から 1 年ごとの交付限度額は、100万円とする。

